

奈良県立高等学校総合寄宿舎管理運営規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十三年三月三十一日

奈良県教育委員会委員長 濱 上和 康

### 奈良県教育委員会規則第五号

奈良県立高等学校総合寄宿舎管理運営規則の一部を改正する規則

奈良県立高等学校総合寄宿舎管理運営規則（昭和五十六年三月奈良県教育委員会規則第七号）の一部を次のように改正する。

第十二条の表五條市の項中「西吉野町和田」の下に「西吉野町賀名生」を加え、同表宇陀市の項を次のように改める。

| 宇陀市  |
|--|
| 室生田口元上田口、室生田口元角川、室生黒岩、室生下田口、室生、室生砥取、室生瀧谷、室生西谷、室生龍口、室生深野、室生上笠間、室生下笠間、室生小原 |

### 附 則

この規則は、平成二十三年四月一日から施行する。